14 家畜伝染病発生に備えた国有地の活用について

(財務省、農林水産省)

【内容】

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病のまん延防止を円滑に行う上で、埋却可能な国有地についての情報が不足しているため、情報提供の体制を構築するとともに、各省庁が所管する国有地が迅速に活用できるよう、積極的に対応すること。

(背景)

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病が発生した場合には、まん延を防止するため、迅速な防疫措置が何よりも重要になるが、都市近郊型畜産が営まれる本県では、住民感情もあり、埋却地の確保が大きな課題となっている。

口蹄疫による未曾有の被害を受け、家畜伝染病の発生予防やまん延の防止の在り方、埋却場所の確保等について、平成23年4月に家畜伝染病予防法の抜本的な見直しが行われ、法第21条に、埋却に備えた土地の確保に必要な場合は、農林水産大臣に対し、協力を求めることができると規定された。

また、本年10月に公表された口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫指針において、病性確定後24時間以内のと殺完了、72時間以内の 焼埋却完了が規定され、初動防疫の迅速化が強く求められている。

本県では、これまでに9農場の高病原性鳥インフルエンザ(平成21年7農場、平成23年2農場)を経験し、4農場で埋却処理を実施した。埋却処理は、短時間に大量の殺処分家畜等を処理するために効率的な方法であるが、都市近郊で畜産が営まれる本県では、埋却地確保の制約が大きく、埋却候補地を幅広に準備することが困難となっている。

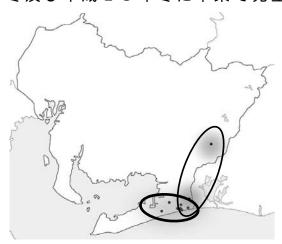
県としても、埋却候補地となる公有地、民有地に関する情報整備に努力しているところであるが、国及び独立行政法人の所有する土地等の情報は、各省庁が個別に管理しており、都道府県が情報を得ることが難しい。また、実際に国有地等を活用する際には、関係省庁や関係法令等の調整を選るべきである。

(参考)

埋却地の確保が遅れることによる影響

- (1)農場敷地内で作業に必要なスペースが確保できない集約型経営の場合、 埋却地の確保に時間を要すると、速やかに殺処分家畜等の運び出しがで きず、殺処分作業のスピードを落とさざるを得ない。
- (2)殺処分等の防疫措置の遅れは、疾病のまん延につながる恐れがある。
- (3)防疫措置の完了までに時間を要し、卵等の出荷を早期再開するための移動制限の例外適用が遅れるため、周辺農場への経済的影響が拡大する。

平成20年冬及び平成23年冬に本県で発生した鳥インフルエンザ



本県発生事例の防疫措置について

発生日	平成21年2月27日~3月29日	平成23年1月26日~2月14日
発生地域	豊橋市	豊橋市、新城市
発生農家	うずら 7戸 1,595,577羽	採卵鶏1戸 142,191 羽、種鶏1戸 17,451 羽
処分状況	埋却2戸(私有地、市有地の2か所)、焼却5戸	埋却1戸(県有地1か所)、焼却1戸
埋却理由	市焼却センターが保守点検中であったため	市焼却センターが保守点検中であったため
埋却地選定の課題	住民反対、湧水	住民反対、岩盤、湧水
埋却地決定に要した日数	2 ~ 3日	1 ~ 4日
防疫措置に要した日数	7戸の平均 19日	2戸の平均 6日
終息宣言	平成20年5月11日(74日間)	平成23年3月10日(42日間)